

## 北九州・6人死亡火災のアパート

# 簡易宿泊所で使用か

## 市不動産業者ら調査

北九州市小倉北区のアパートが全焼し、6人が死亡した火災で、市は9日、このアパートが営業の許可の必要な「簡易宿泊所」代わりに使われていた可能性があると、部屋を貸していた不動産会社関係者らから聞き取り調査をした。日払いや10日ごとの支払いで賃料を受け取ったとされ、運営実態を調べる。

旅館業法に基づく許可なしに営業した場合、6月以下の懲役または3万円以下の罰金が科される。市は賃貸契約の有無や、居住者に渡した領収書の記載内容なども確認する。市によると、同社は聞き取りに対し「家賃を取って基本的に1カ月単位で貸していたが、低所得者は例外的に1週間や2週間単位にしていた」と説明したという。市の担当者は賃貸借契約書のひな型は確認したとした上で「部屋の維持管理を誰がしていたの

か、居住者が部屋を生活の拠点にしていたのかどうかも踏まえ、総合的に判断する」と述べるにとどめた。北橋健治市長は「行政としてどういう手が打てたのか、問題の所在を明確にしたい」と話した。小倉北署は9日も現場検証を実施。失火と放火の両面で捜査しており、出火の原因特定を進める。亡くなった6人の身元確認も急ぐ。

アパートの居住者は日雇い労働者が多く、生活保護受給者もいた。不動産会社は長期滞在を避けるため、入居の月には賃料を1日当たり500円としていたが、翌月からは同900円と2倍近く上げていた。